

女性の活躍に関する情報公表について

女性活躍推進法に基づき、令和4年度の女性の活躍に関する情報を公表します。

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

①男女の賃金の差異

労働者区分	男女の賃金の差異※ (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	79.3%
正規雇用労働者	89.4%
非正規雇用労働者	80.2%

※賃金割合は、少数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示

対象期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

非正規雇用労働者：契約職員、パート、アルバイトが該当

賃金：退職金、通勤手当を除く